足立区不妊治療費助成事業のご案内

【令和８年３月３１日までに治療を開始した方】

■概要

「東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業」の承認決定を受けた方に対し、体外受精及び顕微授精を行う際、保険診療と併せて自費で実施した先進医療にかかる費用の１０分の３について、５万円を上限に助成します。

■対象者

下記（１）から（３）のすべてに該当する方

（１）「東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業」の承認決定を受けている方

（２）足立区への申請日に、夫婦のいずれかが足立区に住民票を有する方

（３）他の区市町村から、同一の不妊治療に対して同種の助成を受けていない方

■助成の内容

「特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書」に記載された「先進医療としてかかった費用」について、東京都の助成額（１０分の７）を差し引き、残りの額（１０分の３）を、上限５万円まで助成します。

【例１】治療にかかった費用（総額）：２８万円　／　うち先進医療としてかかった費用：**２０万円**

東京都の助成額　：　２０万円　×　０．７　＝　１４万円

足立区の助成額　：　**２０万円**　×　**０．３**　＝　**５万円（上限）**

合計１９万円を助成（東京都１４万円＋**足立区５万円**）

【例２】治療にかかった費用（総額）：２２万円　／　うち先進医療としてかかった費用：**４万円**

東京都の助成額　：　４万円　×　０．７　＝　２．８万円

足立区の助成額　：　**４万円**　×　**０．３**　＝　**１．２万円**

合計４万円を助成（東京都２．８万円＋**足立区１．２万円**）

【例３】治療にかかった費用（総額）：３０万円　／　うち先進医療としてかかった費用：**２５万円**

東京都の助成額　：　２５万円　×　０．７　＝　１５万円（上限）

足立区の助成額　：　**２５万円**　×　**０．３**　＝　**５万円（上限）**

合計２０万円を助成（東京都１５万円＋**足立区５万円**）

■申請期限

「東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業」の承認決定を受けた日（※）から１年以内

※　東京都による「特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書」の右上に記載してある日付を指します。

■申請方法

（１）オンライン申請

（２）郵送申請

（３）窓口申請（足立区役所南館２階　保健予防課窓口）

オンライン申請はこちらから

■必要書類

（１）足立区不妊治療費助成申請書

※　オンライン申請の場合は不要

（２）東京都から交付された「特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書」の写し

（３）東京都へ提出した「特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書」の写し

（４）銀行等の口座番号がわかるもの

裏面あり

■注意事項

・　必要書類の（３）は、東京都へ提出する前に写しを取り保管しておいてください。
・　必要書類の（２）および（３）がお手元にない場合は、東京都へお問い合わせください。

【問い合わせ先】
東京都　福祉局　子供・子育て支援部　母子健康支援課　母子医療助成担当
電話：０３－５３２０－４３６２（直通）

■助成方法

助成金は、申請受付日から概ね２か月後に、ご指定の口座へ振込みます。

■問い合わせ先

〒１２０－８５１０　東京都足立区中央本町１－１７－１　足立区役所南館２階
衛生部　保健予防課　保健予防係
【電　　話】　０３－３８８０－５８９２（直通）
【Ｅメール】　h-yobou@city.adachi.tokyo.jp